

一般社団法人日本老年看護学会老年看護政策検討委員会規程

第1条（名称）

本委員会は、日本老年看護学会老年看護政策検討委員会とする。

第2条（目的）

本委員会は、日本老年看護学会の目的を達成するため、老年看護に関わる政策の検討のための基礎資料収集、および提案を行うことを目的とする。

第3条（委員会）

本委員会の運営は、理事会にて日本老年看護学会理事より委員長を選出して行う。

2. 委員長は委員会を開催し、運営する。
3. 委員長は日本老年看護学会会員より、老人看護専門看護師、認知症看護認定看護師各1名以上を含む9名以内の委員を選出する。
4. 委員は、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長より委嘱される。委員は、委員長を補佐し、委員会の運営に参画する。
5. 委員長、委員の任期は役員の任期と同一期間とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
6. 委員長または委員より会計担当委員を1名おき、事務センターと連携して予算立案、執行、決算を適正に実施する。

第4条（活動事項）

本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 老年看護に関する政策の検討に関すること
- 2) 老年看護に関する政策の提言に関すること
- 3) 看護系学会等社会保険連合に関する活動
- 4) 政策に関する情報発信に関すること
- 5) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

第5条（規程の変更）

本規程を変更する場合には、委員会および理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。